

## K Y Oの海外人材活用プラン（仮称）策定委員会設置要綱

### （目 的）

第1 海外からの優秀な人材の招致、京都への定着、京都企業・研究機関等での活用による地域経済・学術・文化の活性化を図り、「世界に開かれた京都府」を実現することを目的に、「K Y Oの海外人材活用プラン（仮称）策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を設置する。

### （構 成）

第2 策定委員会の委員は、国際、経済、まちづくり等の各分野において新鮮な見識と豊かな経験を有する者の中から知事が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

2 委員の任期は、平成17年3月31日までとする。

### （参 与）

第3 策定委員会に参与を置き、プラン策定に関する総括的な意見を求めるものとする。

### （座長及び座長代理）

第4 策定委員会に座長を置くことができる。座長は委員の互選とする。

2 座長は会務を総理する。

3 座長代理は、あらかじめ座長が委員の中から指名し、座長に事故ある時には、その職務を代理する。

### （会 議）

第5 策定委員会の会議は、知事が招集し、座長が主宰する。

2 策定委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### （庶 務）

第6 策定委員会の庶務は、国際課において処理する。

### （そ の 他）

第7 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

1 この要綱は、平成16年6月9日から施行する。